

令和4年度 第1回

船橋市学区審議会

日時：令和4年6月29日（水）

午前10時30分～

場所：市役所本庁舎7階 教育委員室



(次 第)

1. 開 会

2. 議 事

(1) 「船橋小学校・船橋中学校の通学区域の変更について」(諮問) に対する答申について

(2) 「金杉台中学校と御滝中学校の統合に伴う通学区域の変更について」(諮問) に対する答申について

(3) 「八栄小学校の通学区域の変更について」(諮問) に対する答申について

(4) その他

3. 閉 会

## 船橋市学区審議会委員名簿

No.	氏名	性別	選出条項等	備考
1	つねなが 常永 たまみ	女	市立小学校及び中学校の校長	
2	ふじい たけし 藤井 武	男	市立小学校及び中学校の校長	
3	いしい かずあき 石井 和明	男	学識経験者	
4	さはら まきこ 佐原 摩貴子	女	学識経験者	
5	はやかわ よしお 早川 淑男	男	学識経験者	
6	さとみ たかひろ 里見 貴広	男	学識経験者	
7	すみざわ ゆうた 住澤 悠太	男	学識経験者	
8	たんの まこと 丹野 誠	男	市職員	
9	きむら よしまさ 木村 克正	男	市職員	
10	いその まもる 磯野 護	男	市職員	

任期：令和3年7月1日から令和5年6月30日まで

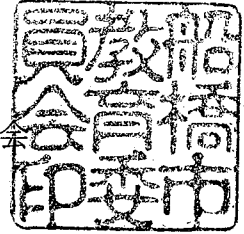
※一部委員は、令和4年5月10日から令和5年6月30日まで



船 教 学 第 2 4 9 号  
令 和 4 年 6 月 2 9 日

船橋市学区審議会会長 様

船橋市教育委員会



船橋小学校・船橋中学校の通学区域の変更について（諮問）

通学区域を下記のとおり変更することについて、貴審議会の意見を求めるため諮問いたします。

### 記

#### 1. 諮問事項

- ① 湊町2丁目5番、6番、7番  
を「船橋小学校」から「湊町小学校」へ変更する。
- ② 湊町2丁目5番、6番、7番  
を「船橋中学校」から「湊中学校」へ変更する。

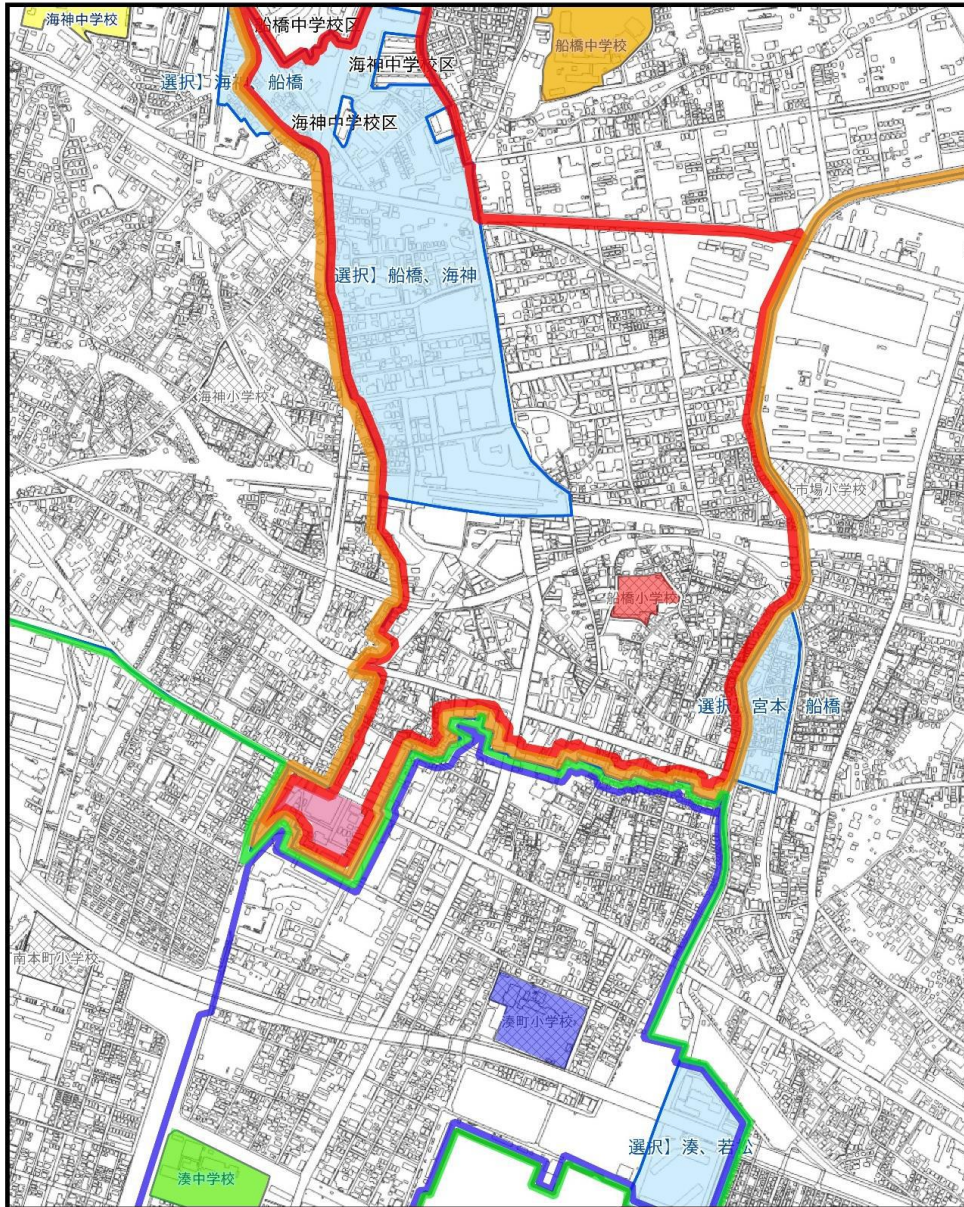
#### 2. 諮問理由

- ①② 船橋小・中学校の規模の適正化を図るため。



## 通学区域図

1. ①② 船橋小・中学校の規模の適正化を図るため。



- オレンジ色の枠内⇒船橋中学校学区
- オレンジ色の枠内の赤色の枠内⇒船橋小学校学区
- 緑色の枠内⇒湊中学校学区
- 緑色の枠内の青色の枠内⇒湊町小学校学区





湊町2丁目5番、6番、7番 地域にお住いの皆様

船橋市教育委員会  
(公印省略)

### 小・中学校の通学区域（学区）の変更について

日頃より船橋市の教育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

皆様がお住いの地域につきましては、現在、「船橋小学校・船橋中学校」の学区となっておりますが、建築中の玉川旅館跡地のマンション（湊町2丁目6番）については、「湊町小学校・湊中学校」の学区に変更することを検討しております。（現状の学区につきましては、裏面をご覧ください）

あわせて、湊町2丁目5番、6番、7番の全域を「湊町小学校・湊中学校」の学区に変更することも検討しております。

このことについて、当該地域にお住いになっている皆様のご意見を賜りたく、つきましては、ご意見がありましたら、下記のとおり担当課までお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、学区を変更した場合でも、当該地域にすでに居住している児童のうち、令和3年度現在、船橋小学校に通学している児童につきましては、中学校進学時に「通学指定校変更申請」をしていただくことで船橋中学校に進学できるものといたします。

#### 記

#### 1 対象地域と学区変更案

湊町2丁目5番、6番、7番	【現在の学区】	船橋小学校・船橋中学校
	【変更案の学区】	湊町小学校・湊中学校

#### 3 ご意見の連絡先

##### 【来課・電話・FAXでのお問い合わせ】

船橋市役所7階

船橋市教育委員会 学校教育部 学務課学事係 電話 047-436-2853

FAX 047-436-2854

##### 【メールフォームからのお問い合わせ】

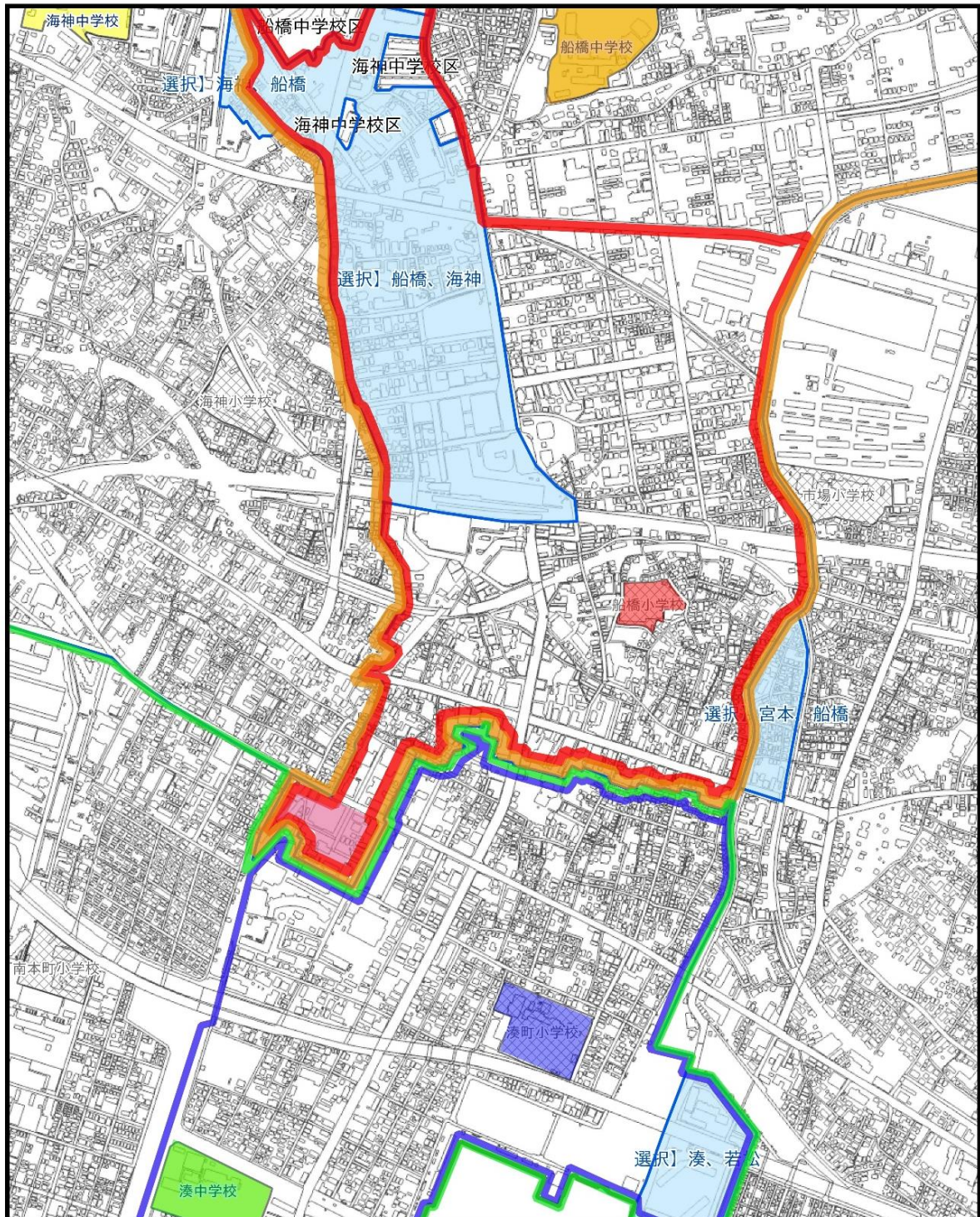
船橋市ホームページ 学務課学事係 お問い合わせフォームをご利用ください

こちらの二次元コードからどうぞ→



※ご意見がある場合は、令和4年4月15日（金）までにお願ひします  
(いただいたご意見を踏まえ、5月に予定している船橋市学区審議会にて審議します。)

## 湊町2丁目5、6、7番(ピンク色の地域)



- |                |           |
|----------------|-----------|
| オレンジ色の枠内       | ➔ 船橋中学校学区 |
| オレンジ色の枠内の赤色の枠内 | ➔ 船橋小学校学区 |
| 緑色の枠内          | ➔ 湊中学校学区  |
| 緑色の枠内の青色の枠内    | ➔ 湊町小学校   |

船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（新旧対照表）（案）

令和4年8月1日施行予定のもの

改正後		改正前													
<p>○船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則</p> <p>昭和62年3月31日 教育委員会規則第4号</p> <p>別表 (その1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船橋小 学校</td> <td>1丁目1番～16番、17番1号～10号・11号 の一部、27番、28番、30番～32番 2丁目1番、8番～10番、24番～28番 3丁目1番～3番、4番30号、5番1号～8 号・28号～33号、6番1号～12号・21 号の一部、9番1号～12号・28号・29 号 4丁目～7丁目</td> </tr> <tr> <td>北本町</td> <td>1丁目1番～8番、9番1号、14番、16番～ 18番</td> </tr> </tbody> </table>		学校名	通学区域	船橋小 学校	1丁目1番～16番、17番1号～10号・11号 の一部、27番、28番、30番～32番 2丁目1番、8番～10番、24番～28番 3丁目1番～3番、4番30号、5番1号～8 号・28号～33号、6番1号～12号・21 号の一部、9番1号～12号・28号・29 号 4丁目～7丁目	北本町	1丁目1番～8番、9番1号、14番、16番～ 18番	<p>○船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則</p> <p>昭和62年3月31日 教育委員会規則第4号</p> <p>別表 (その1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船橋小 学校</td> <td>2丁目5番～7番 1丁目1番～16番、17番1号～10号・11号 の一部、27番、28番、30番～32番 2丁目1番、8番～10番、24番～28番 3丁目1番～3番、4番30号、5番1号～8号・ 28号～33号、6番1号～12号・21号の 一部、9番1号～12号・28号・29号 4丁目～7丁目</td> </tr> <tr> <td>北本町</td> <td>1丁目1番～8番、9番1号、14番、16番～ 18番</td> </tr> </tbody> </table>		学校名	通学区域	船橋小 学校	2丁目5番～7番 1丁目1番～16番、17番1号～10号・11号 の一部、27番、28番、30番～32番 2丁目1番、8番～10番、24番～28番 3丁目1番～3番、4番30号、5番1号～8号・ 28号～33号、6番1号～12号・21号の 一部、9番1号～12号・28号・29号 4丁目～7丁目	北本町	1丁目1番～8番、9番1号、14番、16番～ 18番
学校名	通学区域														
船橋小 学校	1丁目1番～16番、17番1号～10号・11号 の一部、27番、28番、30番～32番 2丁目1番、8番～10番、24番～28番 3丁目1番～3番、4番30号、5番1号～8 号・28号～33号、6番1号～12号・21 号の一部、9番1号～12号・28号・29 号 4丁目～7丁目														
北本町	1丁目1番～8番、9番1号、14番、16番～ 18番														
学校名	通学区域														
船橋小 学校	2丁目5番～7番 1丁目1番～16番、17番1号～10号・11号 の一部、27番、28番、30番～32番 2丁目1番、8番～10番、24番～28番 3丁目1番～3番、4番30号、5番1号～8号・ 28号～33号、6番1号～12号・21号の 一部、9番1号～12号・28号・29号 4丁目～7丁目														
北本町	1丁目1番～8番、9番1号、14番、16番～ 18番														

湊町小	1丁目1番、2番10棟、3番～6番
学校	1丁目～3丁目
	2丁目2番～7番、29番
	3丁目4番1号～7号、5番14号～27号、6番13号・14号・16号～20号・21号の一部、7番、8番、9番13号～27号、10番～36番
	1丁目、2丁目
(略)	(略)

湊町小	1丁目1番、2番10棟、3番～6番
学校	1丁目
	2丁目(5番～7番を除く。)
	3丁目
	2丁目2番～7番、29番
	3丁目4番1号～7号、5番14号～27号、6番13号・14号・16号～20号・21号の一部、7番、8番、9番13号～27号、10番～36番
	1丁目、2丁目
(略)	(略)

(その2)

学校名	通学区域
船橋中 学校	本町 1丁目1番～16番、17番1号～10号・11号 の一部、27番、28番、30番～32番 2丁目1番、8番～10番、24番～28番 3丁目1番～3番、4番30号、5番1号～8 号・28号～33号、6番1号～12号・21 号の一部、9番1号～12号・28号・29 号 4丁目～7丁目
	北本町 1丁目、2丁目
	夏見 1丁目～7丁目
	夏見台 1丁目、2丁目 3丁目(2番30号～32号を除く。) 4丁目 5丁目(1番を除く。) 6丁目
	夏見町 2丁目

(その2)

学校名	通学区域
船橋中 学校	湊町 本町 2丁目5番～7番 1丁目1番～16番、17番1号～10号・11号 の一部、27番、28番、30番～32番 2丁目1番、8番～10番、24番～28番 3丁目1番～3番、4番30号、5番1号～8 号・28号～33号、6番1号～12号・21 号の一部、9番1号～12号・28号・29 号 4丁目～7丁目
	北本町 1丁目、2丁目
	夏見 1丁目～7丁目
	夏見台 1丁目、2丁目 3丁目(2番30号～32号を除く。) 4丁目 5丁目(1番を除く。) 6丁目
	夏見町 2丁目

米ヶ崎町	1番地～449番地、450番地の一部、451番地の一部、452番地の一部、477番地～479番地、483番地、508番地、509番地の一部、510番地以降	米ヶ崎町	1番地～449番地、450番地の一部、451番地の一部、452番地の一部、477番地～479番地、483番地、508番地、509番地の一部、510番地以降
湊中学校	浜町	湊町	1丁目1番、2番10棟、3番～6番
	湊町	湊町	1丁目 2丁目(5番～7番を除く。) 3丁目
	南本町	南本町	全域
	本町	本町	2丁目2番～7番、29番 3丁目4番1号～7号、5番14号～27号、6番13号・14号・16号～20号・21号の一部、7番、8番、9番13号～27号、10番～36番
海神町南	海神町南	海神町南	1丁目1,569番地～1,605番地、1,606番地の一部、1,771番地～1,841番地、1,843番地、1,844番地の一部、1,845番地以降
海神町	海神町	海神町	2丁目3番地～20番地、25番地～41番地、3丁目109番地～211番地

南海神	1丁目、2丁目	85番地の一部、86番地～223番地
日の出	1丁目、2丁目	3丁目109番地～211番地
柴町	1丁目、2丁目	1丁目、2丁目
西浦	1丁目～3丁目	1丁目、2丁目
潮見町	全域	1丁目、2丁目
(略)	(略)	1丁目～3丁目
(略)		全域
(略)		潮見町
(略)		(略)
(略)		(略)

(その2)

学校名	通学区域
船橋中 学校	本町 1丁目1番～16番、17番1号～10号・11号 の一部、27番、28番、30番～32番 2丁目1番、8番～10番、24番～28番 3丁目1番～3番、4番30号、5番1号～8 号・28号～33号、6番1号～12号・21 号の一部、9番1号～12号・28号・29 号 4丁目～7丁目
	北本町 1丁目、2丁目
	夏見 1丁目～7丁目
	夏見台 1丁目、2丁目 3丁目(2番30号～32号を除く。) 4丁目 5丁目(1番を除く。) 6丁目
	夏見町 2丁目

(その2)

学校名	通学区域
船橋中 学校	湊町 本町 2丁目5番～7番 1丁目1番～16番、17番1号～10号・11号 の一部、27番、28番、30番～32番 2丁目1番、8番～10番、24番～28番 3丁目1番～3番、4番30号、5番1号～8 号・28号～33号、6番1号～12号・21 号の一部、9番1号～12号・28号・29 号 4丁目～7丁目
	北本町 1丁目、2丁目
	夏見 1丁目～7丁目
	夏見台 1丁目、2丁目 3丁目(2番30号～32号を除く。) 4丁目 5丁目(1番を除く。) 6丁目
	夏見町 2丁目



米ヶ崎町	1番地～449番地、450番地の一部、451番地の一部、452番地の一部、477番地～479番地、483番地、508番地、509番地の一部、510番地以降	米ヶ崎町	1番地～449番地、450番地の一部、451番地の一部、452番地の一部、477番地～479番地、483番地、508番地、509番地の一部、510番地以降
湊中学校	浜町	湊町	1丁目1番、2番10棟、3番～6番
	湊町	湊町	1丁目 2丁目(5番～7番を除く。) 3丁目
	南本町	南本町	全域
	本町	本町	2丁目2番～7番、29番 3丁目4番1号～7号、5番14号～27号、6番13号・14号・16号～20号・21号の一部、7番、8番、9番13号～27号、10番～36番
海神町南	海神町南	海神町南	1丁目1,569番地～1,605番地、1,606番地の一部、1,771番地～1,841番地、1,843番地、1,844番地の一部、1,845番地以降
	海神町	海神町	2丁目3番地～20番地、25番地～41番地、85番地の一部、86番地～223番地 3丁目109番地～211番地

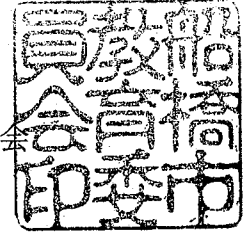
			85番地の一部、86番地～223番地
			3丁目109番地～211番地
南海神	1丁目、2丁目	南海神	1丁目、2丁目
日の出	1丁目、2丁目	日の出	1丁目、2丁目
栄町	1丁目、2丁目	栄町	1丁目、2丁目
西浦	1丁目～3丁目	西浦	1丁目～3丁目
潮見町	全域	潮見町	全域
(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	



船教学第250号  
令和4年6月29日

船橋市学区審議会会長 様

船橋市教育委員会



金杉台中学校と御滝中学校の統合に伴う通学区域の変更について（諮問）

通学区域を下記のとおり変更することについて、貴審議会の意見を求めるため諮問いたします。

### 記

#### 1. 諮問事項

- ・金杉台1丁目、2丁目、金杉町1191番地9、  
二和西1丁目、2丁目1番～4番、17番～24番、金杉4丁目  
を「金杉台中学校」から「御滝中学校」の通学区域とする。

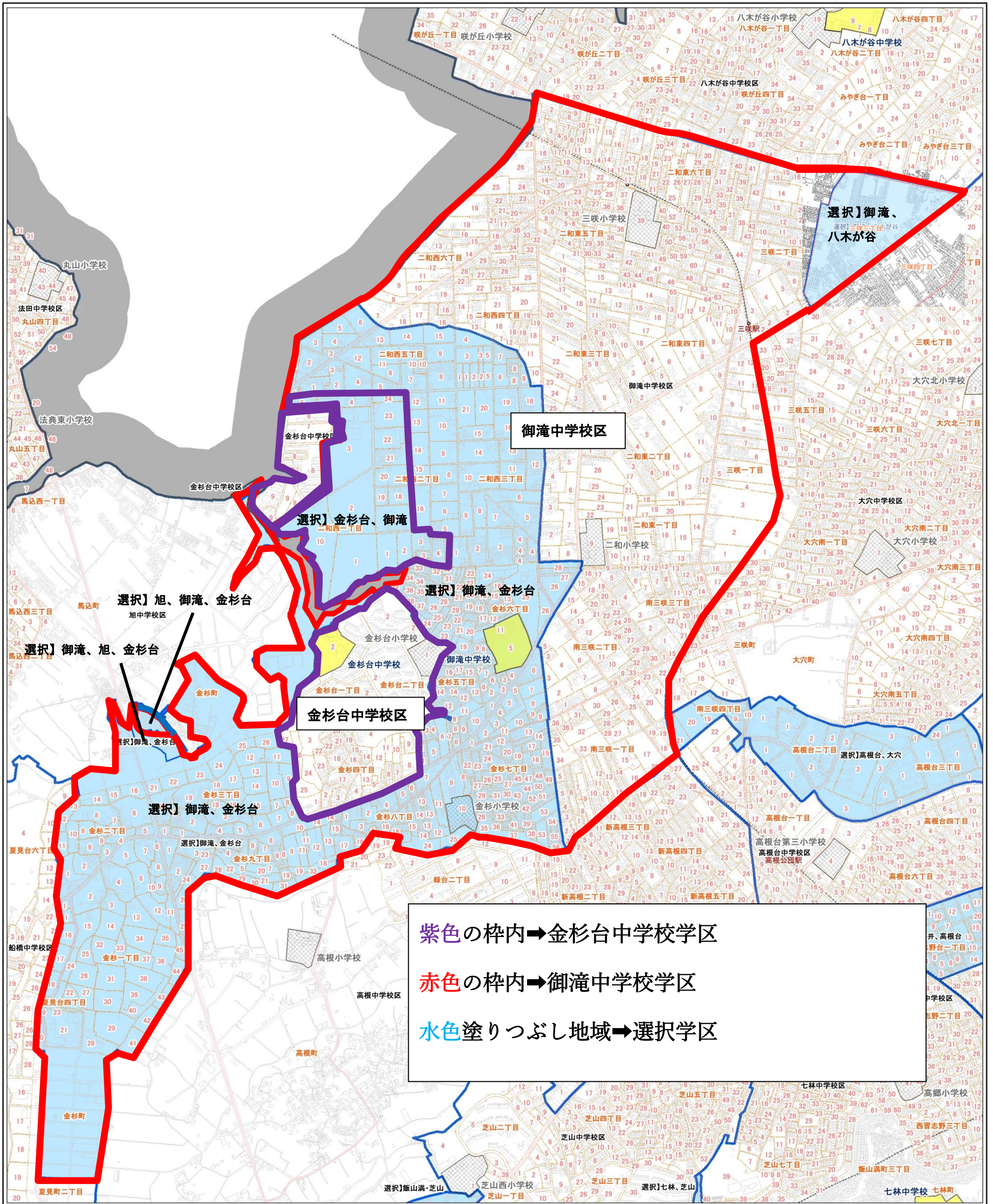
#### 2. 諮問理由

- ・金杉台中学校と御滝中学校の統合により、規則を整備する必要があるため。



# 通学区域図

1. 金杉台中学校と御滝中学校の統合により、規則を整備する必要があるため。





船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（新旧対照表）（案）

令和5年4月1日施行予定のもの

改正後		改正前																																					
<p>○船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 昭和62年3月31日 教育委員会規則第4号</p> <p>別表 (その2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>御滝中 学校</td> <td>1丁目、2丁目</td> </tr> <tr> <td>金杉台</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>金杉町</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>二和東</td> <td>1丁目～6丁目</td> </tr> <tr> <td>二和西</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>三咲</td> <td>1丁目～3丁目</td> </tr> <tr> <td>南三咲</td> <td>1丁目、2丁目</td> </tr> <tr> <td>金杉</td> <td>1丁目～7丁目 8丁目1番～18番、24番、25番 9丁目</td> </tr> </tbody> </table>		学校名	通学区域	(略)	(略)	御滝中 学校	1丁目、2丁目	金杉台	全域	金杉町	全域	二和東	1丁目～6丁目	二和西	全域	三咲	1丁目～3丁目	南三咲	1丁目、2丁目	金杉	1丁目～7丁目 8丁目1番～18番、24番、25番 9丁目	<p>○船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 昭和62年3月31日 教育委員会規則第4号</p> <p>別表 (その2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>御滝中 学校</td> <td>1191番地9を除く地域</td> </tr> <tr> <td>二和東</td> <td>1丁目～6丁目</td> </tr> <tr> <td>二和西</td> <td>2丁目5番～16番 3丁目～6丁目</td> </tr> <tr> <td>三咲</td> <td>1丁目～3丁目</td> </tr> <tr> <td>南三咲</td> <td>1丁目、2丁目 3丁目1番～22番</td> </tr> <tr> <td>金杉</td> <td>1丁目～3丁目、5丁目～7丁目 8丁目1番～18番、24番、25番 9丁目</td> </tr> </tbody> </table>		学校名	通学区域	(略)	(略)	御滝中 学校	1191番地9を除く地域	二和東	1丁目～6丁目	二和西	2丁目5番～16番 3丁目～6丁目	三咲	1丁目～3丁目	南三咲	1丁目、2丁目 3丁目1番～22番	金杉	1丁目～3丁目、5丁目～7丁目 8丁目1番～18番、24番、25番 9丁目
学校名	通学区域																																						
(略)	(略)																																						
御滝中 学校	1丁目、2丁目																																						
金杉台	全域																																						
金杉町	全域																																						
二和東	1丁目～6丁目																																						
二和西	全域																																						
三咲	1丁目～3丁目																																						
南三咲	1丁目、2丁目																																						
金杉	1丁目～7丁目 8丁目1番～18番、24番、25番 9丁目																																						
学校名	通学区域																																						
(略)	(略)																																						
御滝中 学校	1191番地9を除く地域																																						
二和東	1丁目～6丁目																																						
二和西	2丁目5番～16番 3丁目～6丁目																																						
三咲	1丁目～3丁目																																						
南三咲	1丁目、2丁目 3丁目1番～22番																																						
金杉	1丁目～3丁目、5丁目～7丁目 8丁目1番～18番、24番、25番 9丁目																																						

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	金杉台	1丁目、2丁目
金杉台 中学校	金杉町	1191番地9	
	二和西	1丁目	
	金杉	2丁目1番～4番、17番～24番	
	(略)	4丁目	
(略)	(略)	(略)	(略)

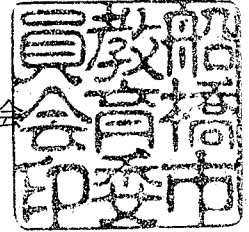




船教学第1117号  
令和3年8月6日

船橋市学区審議会会長 様

船橋市教育委員会



八栄小学校の通学区域の変更について（諮問）

通学区域を下記のとおり変更することについて、貴審議会の意見を求めるため諮問いたします。

### 記

#### 1. 諮問事項

①夏見1丁目1番、3番、4番、5番、8番、9～11番、13番、14番、16番、17番、20番、21番

夏見5丁目1番、4番、5番、7番、8番、11番、12番、15～17番  
を「八栄小学校」から「市場小学校」へ変更する。

②夏見7丁目

を「八栄小学校」から「夏見台小学校」へ変更する。

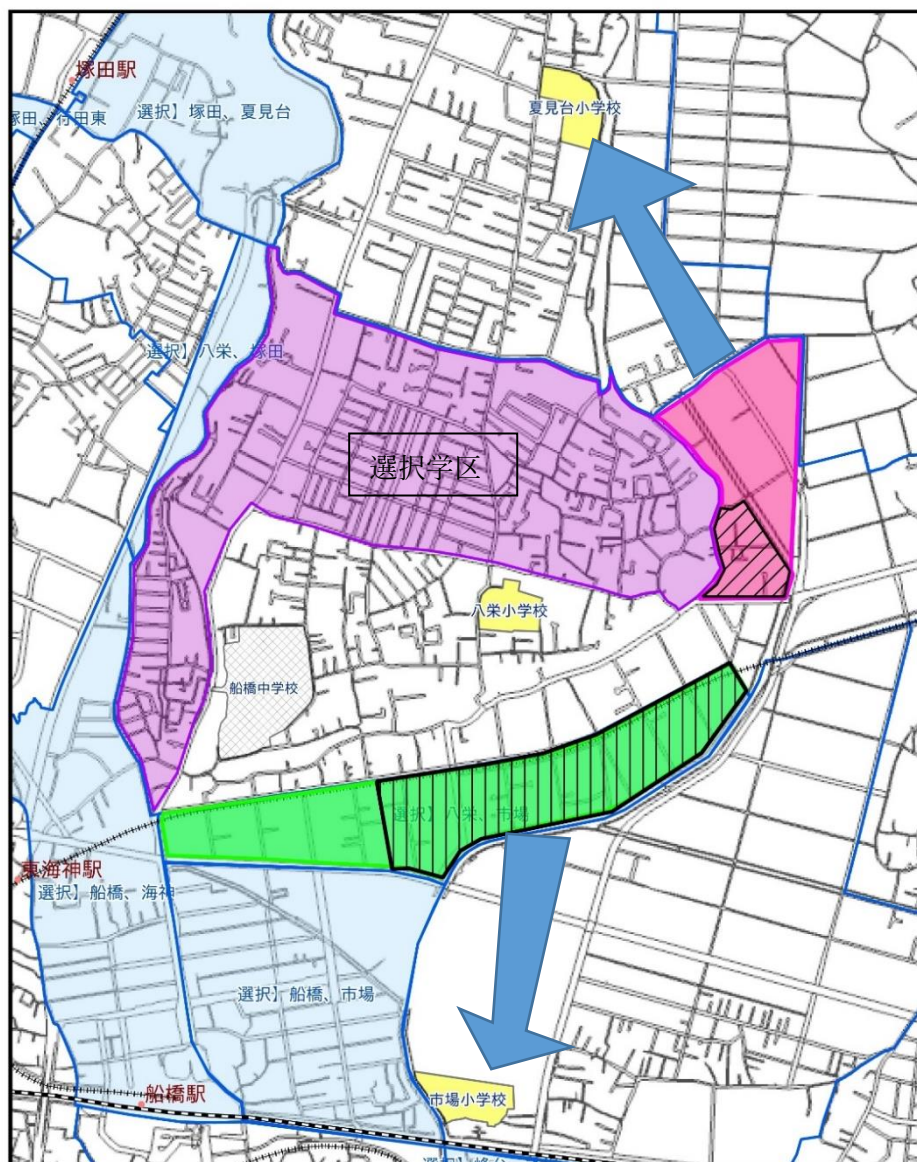
#### 2. 諮問理由

①、② 八栄小学校の教室不足の解消を図るため。



## 通学区域図

### 1. ①② 八栄小学校の教室不足の解消を図るため。



● 緑色の地区 ⇒ 市場小学校

● ピンク色の地区 ⇒ 夏見台小学校

● 紫色の地区 ⇒ 八栄小と夏見台小学校の選択学区

● 斜線の地区は通学指定校変更許可地域です。

条件：令和5年4月1日までに住民登録があり、小学校入学時に同住所に居住している児童



船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（新旧対照表）（案）

令和5年4月1日施行予定のもの

改正後		改正前																			
<p>○船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則</p> <p>昭和62年3月31日 教育委員会規則第4号</p> <p>別表 (その1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場小</td> <td>1丁目～3丁目</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>4丁目4番～21番 5丁目</td> </tr> <tr> <td>夏見</td> <td>1丁目1番、3番～5番、8番～11番、13番、 14番、16番、17番、20番、21番 5丁目1番、4番、5番、7番、8番、11番、 12番、15～17番</td> </tr> <tr> <td>東町</td> <td>36番地～49番地、51番地、54番地、58番地～88番地、91番地～128番地、133番地～162番地、165番地～210番地</td> </tr> </tbody> </table>		学校名	通学区域	市場小	1丁目～3丁目	学校	4丁目4番～21番 5丁目	夏見	1丁目1番、3番～5番、8番～11番、13番、 14番、16番、17番、20番、21番 5丁目1番、4番、5番、7番、8番、11番、 12番、15～17番	東町	36番地～49番地、51番地、54番地、58番地～88番地、91番地～128番地、133番地～162番地、165番地～210番地	<p>○船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則</p> <p>昭和62年3月31日 教育委員会規則第4号</p> <p>別表 (その1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場小</td> <td>1丁目～3丁目</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>4丁目4番～21番 5丁目</td> </tr> <tr> <td>東町</td> <td>36番地～49番地、51番地、54番地、58番地～88番地、91番地～128番地、133番地～162番地、165番地～210番地</td> </tr> </tbody> </table>		学校名	通学区域	市場小	1丁目～3丁目	学校	4丁目4番～21番 5丁目	東町	36番地～49番地、51番地、54番地、58番地～88番地、91番地～128番地、133番地～162番地、165番地～210番地
学校名	通学区域																				
市場小	1丁目～3丁目																				
学校	4丁目4番～21番 5丁目																				
夏見	1丁目1番、3番～5番、8番～11番、13番、 14番、16番、17番、20番、21番 5丁目1番、4番、5番、7番、8番、11番、 12番、15～17番																				
東町	36番地～49番地、51番地、54番地、58番地～88番地、91番地～128番地、133番地～162番地、165番地～210番地																				
学校名	通学区域																				
市場小	1丁目～3丁目																				
学校	4丁目4番～21番 5丁目																				
東町	36番地～49番地、51番地、54番地、58番地～88番地、91番地～128番地、133番地～162番地、165番地～210番地																				

(略)	(略)	(略)
八 栄 小 学 校	北本町	2丁目59番～62番、63番1・3号・5号・ 7号・26号、65番、66番23号・24号
	夏見	1丁目2番、6番、7番、12番、15番、18 番、19番、22番 2丁目～4丁目 5丁目2番、3番、6番、9番、10番、 13番、14番、18番～32番 6丁目
夏見台 小学校	米ヶ崎町	1番地～449番地、450番地の一部、451 番地の一部、452番地の一部、477番 地～479番地、483番地、508番地、5 09番地の一部、510番地以降
夏見台	夏見	7丁目
小学校	夏見台	1丁目、2丁目
	小学校	3丁目(2番30号～32号を除く。)
		4丁目
		5丁目(1番を除く。)
夏見町	2丁目	

(略)	(略)	(略)
八 栄 小 学 校	北本町	2丁目59番～62番、63番1・3号・5号・ 7号・26号、65番、66番23号・24号
	夏見	1丁目～7丁目
夏見台 小学校	米ヶ崎町	1番地～449番地、450番地の一部、451 番地の一部、452番地の一部、477番 地～479番地、483番地、508番地、5 09番地の一部、510番地以降
	夏見台	1丁目、2丁目
	小学校	3丁目(2番30号～32号を除く。)
		4丁目
		5丁目(1番を除く。)
		6丁目
夏見町	2丁目	
(略)	(略)	(略)

	(略)		(略)		(略)		(略)		(略)
--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----

## 学区審議会の経緯

小・中学校通学区域の適正化を期するため、昭和41年12月に船橋市学区審議会等に関する規則（教育委員会規則第3号）により学区審議委員会が設置された。委員定数は15人以内で、小・中学校長、教育委員会事務局職員、市長事務部局職員及び学識経験者で組織されていた。

当時は、都市構造の変化や人口の急激な増加が著しく、これに伴う学校の新設、学区再編成にかかる業務は、教育行政の中心的な課題であった。また、地域住民あるいは教育の主体者である子どもにとっても、学区の問題は重大な関心事となっていた。そこで、通学区域の適正化を慎重に進めるために、教育委員会の諮問機関として、学区審議委員会が設置された。

その後、昭和48年4月に船橋市学区審議会条例（条例第21号）が制定され、学区審議委員会から学区審議会に名称が変更になり、現在に至っている。現在の委員定数は10人以内で、市立小学校及び中学校の校長、学識経験者及び市職員で組織されている。



○船橋市学区審議会条例

昭和 48 年 4 月 1 日

条例第 21 号

船橋市学区審議会条例

(設置)

第 1 条 市立小学校及び中学校の通学区域の設定に関し、必要な事項を調査、審議させるため、船橋市学区審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査、審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 3 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから船橋市教育委員会が委嘱する。

(1) 市立小学校及び中学校の校長

(2) 学識経験者

(3) 市職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 委員(第 1 項第 2 号に掲げる委員を除く。)にあっては、委嘱当時の職を離れたとき、臨時委員にあっては、当該特別の事項に関する調査、審議が終了したときに、それぞれ解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第 6 条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。